

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

| NO. | 号機等        | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|------------|--|------|----|
| 1   | 1号機        | 換気空調系環境改善用冷却水系冷凍機(A)冷却用クーラー漏電しゃ断器において、トリップ状態が確認され投入できないことから、当該漏電しゃ断器を交換。               | D    |    |
| 2   | 1号機        | 監視用ITV(原子炉格納容器)において、映像不良(映らない)が認められたため、当該装置を点検修理。                                      | D    |    |
| 3   | 2号機        | コントロール建屋電気品室防錆剤注入タンク(B)系統水サンプリング分析の結果、鉄濃度が管理値を超えていることが認められたため、当該タンクを点検清掃。              | D    |    |
| 4   | 2号機        | 原子炉給水ポンプ駆動用タービン主油タンク(A, B)フィルタ(A~D)フランジ取り付けボルト部において、油滲みが認められたため、当該箇所のボルト増し締め及びコーキング処理。 | D    |    |
| 5   | 3号機        | 換気空調系(コントロール建屋電気品室)非常用電気品室冷凍機(A)タイマー点検時、基準値外れが認められたため、当該タイマーを交換。                       | D    |    |
| 6   | 3号機        | チャコール建屋低電導度廃液系サンブ移送ラインドレン弁点検時、弁棒(ハンドル取り付け部)に曲がりがあることが認められたため、当該弁棒を交換。                  | D    |    |
| 7   | 3号機        | 試料採取系格納容器内露点温度計の指示において、指示不良(12時間毎に繰り返し変化)が認められたため、当該計器を点検。                             | D    |    |
| 8   | 3号機        | 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排ガス温度検出器廻り保温材において、変色跡が認められたため、当該箇所の保温材を高耐熱仕様に変更。                     | D    |    |
| 9   | 4号機        | 復水系第1,2給水加熱器(A)室設置のヒーターベント配管用オイルスナッパー作動部(3台)において、油漏れが認められたため、当該スナッパーを点検修理。             | D    |    |
| 10  | 4号機        | 制御棒駆動系電磁弁点検において、電磁弁と計装用空気配管の継ぎ手部(2箇所)より微少の空気漏れが認められたため、当該箇所の継ぎ手パッキンを交換。                | D    |    |
| 11  | 4号機        | 復水ろ過装置流量調節弁作動試験において、駆動部より異音があることが認められたため、当該駆動部を分解点検。                                   | D    |    |
| 12  | 1・2廃棄物処理設備 | 復水ろ過装置逆洗受ポンプ(B)吸込弁の閉鎖試験時、廃棄物処理設備中央制御室制御盤の表示灯(赤)が不点灯であることが認められたため、当該表示灯を点検修理。           | D    |    |

| NO. | 号機等    | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 13  | 補助ボイラー | 補助ボイラー(B)運転中において、主電源しゃ断器トリップ・地絡継電器動作トリップ・保護継電器盤故障の一括警報が発生し、自動停止が認められたため、原因を調査。 | D    |    |
| 14  | その他    | 一次水処理装置ろ過器において、ろ過器側面閉止プラグより水漏れが認められたため、当該箇所を補修。                                | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                | 主な具体例  |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分   | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>   |
| 区分   | 運転保守管理上、重要な事象                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分   | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353